

進級と卒業【人間学部】

(1) 進級制度

人間学部では、進級条件は設けておりません。

(2) 卒業の要件等

卒業単位は、人間学部2学科とも「124単位」になっています。

各学部・学科、入学年度によって定められた卒業要件を満たすことが必要です。

【卒業要件】

- ① 4年以上在学すること。
- ② 定められた所定の科目を履修し、定められた卒業単位を取得すること。
- ③ 定められた期間に学費を納入すること。

*学費納入については、完納および分納があります。納入期限に間に合わない場合は事務課窓口で「学費納入特別延期願」の手続きを行ってください。

CAP制について

1年間で履修登録ができる単位数には、上限が設けられています。入学年度によって履修登録できる単位上限数が異なりますので注意してください。

この単位数を超えないよう、学科主任やクラス担当教員から指導を受け、計画的に履修登録を行うようにしてください。なお、学部・学科によっては、この登録単位の上限に含まれない科目が一部あります。詳細は前期オリエンテーション期間中のガイダンスにて説明を行います。

【令和4年度入学者】

人間学部（人間文化学科）・・・1年間で「47単位」

人間学部（人間教育学科）・・・1年間で「49単位」

【卒業単位数および単位の内訳】 ※入学年度により卒業要件が異なりますのでご注意ください。

【人間学部 人間文化学科（異文化理解・芸術文学コース）令和4年度入学者】

基本 教育 科目	スキル養成	情報と分析力	4単位以上	20単位以上	40 単位 以上
		表現力	16単位以上		
	社会性養成	キャリアの形成	2単位以上	8単位以上	
		社会との関わり	6単位以上		
	教養力養成	人間の理解	6単位以上	12単位以上	
		社会の理解	2単位以上		
自然の理解		2単位以上			
専門 教育 科目	専門基礎科目	学部専門基礎	10単位	84 単位 以上	
		学科専門基礎	10単位以上		
	専門展開科目	ことばと芸術文化	50単位以上		
		特殊講義			
		生活と地域文化	4単位以上		
	専門研究科目	人間文化演習	10単位		
特別教育科目		(卒業単位外)			
自由選択単位		(0~10単位)			
合計単位数			124単位以上		

*免許・資格の取得を目指す場合、免許・資格によって選必区分が異なることがあります。

【人間学部 人間文化学科（地域社会支援コース）令和4年度入学者】

基本教育科目	スキル養成	情報と分析力	4単位以上	16単位以上	40単位以上
		表現力	10単位以上		
	社会性養成	キャリアの形成	2単位以上	8単位以上	
		社会との関わり	6単位以上		
	教養力養成	人間の理解	2単位以上	16単位以上	
		社会の理解	2単位以上		
自然の理解		2単位以上			
専門教育科目	専門基礎科目	学部専門基礎	10単位	84単位以上	
		学科専門基礎	10単位以上		
	専門展開科目	ことばと芸術文化	4単位以上		
		生活と地域文化	50単位以上		
		特殊講義			
	専門研究科目	人間文化演習	10単位		
	特別教育科目		(卒業単位外)		
自由選択単位		(0~10単位)			
合計単位数		124単位以上			

【人間学部 人間教育学科 令和4年度入学者】

基本教育科目	スキル養成	情報と分析力	2単位以上	10単位以上	26単位以上
		表現力	8単位以上		
	社会性養成	キャリアの形成	2単位以上	8単位以上	
		社会との関わり	4単位以上		
	教養力養成	人間の理解	2単位以上	8単位以上	
		社会の理解	2単位以上		
自然の理解		2単位以上			
専門教育科目	専門基礎科目	学部専門基礎	12単位	61単位以上	98単位以上
	専門展開科目	保育と教育の基礎	8単位以上		
		保育と教育の理解	48単位以上		
		保育と教育の実践	—		
		専門関連科目	—		
専門研究科目	保育・教育総合演習	12単位			
(自由選択単位)		(0~18単位)			
合計単位数		124単位以上			

(3) 卒業見込単位と卒業見込証明書

卒業年次に就職活動を行う場合、企業が求める書類として「卒業見込証明書」があります。この証明書を大学が発行するためには、3年次終了までに、人間学部2学科とも「100単位以上」（卒業単位科目）を修得していなければなりません。

(4) 卒業延期制度

「卒業延期」とは、学則第18条第1項の規定による卒業要件を満たす者が在籍期間を延長して修学の継続を希望する場合に、その者の願い出に基づき、本大学がその者の卒業時期の延期を許可することにより、その機会を与えることをいいます。

詳細は、次のページの「石巻専修大学卒業延期の取扱内規（抜粋）」をご覧ください。

石巻専修大学卒業延期の取扱内規（抜粋）

（定義）

第2条 この内規において「卒業延期」とは、学則第18条第1項の規定による卒業要件を満たす者が在籍期間を延長して修学の継続を希望する場合に、その者の願い出に基づき、本大学がその者の卒業時期の延期を許可することにより、その機会を与えることをいう。

（願い出及びその資格）

第3条 卒業延期の許可を受けようとする者は、本大学にその願い出をしなければならない。

2 前項の願い出をすることができる者は、4年次生以上の者で、かつ、所属する学科の卒業要件を満たす者又は当該出願時に卒業要件を満たす見込みのある者とする。

（願い出の申請及び取下げ）

第4条 前条第1項の規定により卒業延期の願い出をしようとする者は、当該年度の12月1日から1月20日までの間に保証人と連署の上、卒業延期願その他必要書類を本大学に提出してその申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者がその申請を取り下げようとする場合には、その者は、当該年度の1月31日までに保証人と連署の上、卒業延期申請取下書によってその申請をしなければならない。

（書類審査及びその通知）

第5条 本大学は、前条第1項の規定により提出された書類を審査し、その願い出が適格かどうかについて判定し、その結果を本人及び保証人に対し文書で通知する。

（卒業延期の許可）

第6条 卒業延期の許可は、前条の規定による適格な願い出に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

2 前項の許可は、卒業判定において卒業要件を満たした者に対し、卒業延期許可書を交付することにより行う。

（卒業延期の辞退）

第7条 前条の規定により、卒業延期の許可をされた者が卒業延期を辞退する場合は、前条の卒業延期許可書がその者に交付された日以後その年度の3月7日までの間に、本大学に卒業延期辞退願を提出することによりこれをしなければならない。

（卒業延期の取消し）

第8条 本大学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、卒業延期の許可を取り消す。

- (1) 前条の規定に基づき、所定の期間内に卒業延期辞退願の提出があったとき。
- (2) 卒業延期の許可をされた者が次条第2項に規定する所定の期日までに学費を納入しなかったとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、卒業判定において卒業要件を満たさないことになったとき。

（学費）

第9条 卒業延期の許可をされた者の学費は、別に定める。

2 卒業延期の許可をされた者は、所定の期日までに学費を納入しなければならない。

（在籍期間）

第10条 卒業延期の許可をされた者が在籍することができる期間は、これを願い出た年度の翌年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。

（在学年限）

第11条 卒業延期をする場合にあっては、その者の在学年限は、学則第6条に定める在学年限を超えることはできない。

（学期末卒業）

第12条 石巻専修大学学期末卒業に関する取扱内規第3条から第5条までの規定は、第10条の規定による在籍期間（以下「卒業延期期間」という。）中の者で、学期末卒業を希望するものについて準用する。

（卒業の時期）

第18条 卒業延期の許可をされた者の卒業の時期は、その者の卒業延期期間が終了する年度末とする。ただし、第12条の学期末卒業を希望する者の卒業の時期は、同条に規定するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業延期期間中に死亡した者については、その死亡の日を卒業の日として学位記を交付する。

(5) 学期末卒業制度

学期末（9月）卒業とは、卒業に必要な単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続きを行うことにより卒業することです。

詳細は、「石巻専修大学学期末卒業に関する取扱内規（抜粋）」をご覧ください。

石巻専修大学学期末卒業に関する取扱内規（抜粋）

（学期末卒業の対象者）

第2条 学期末卒業の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 卒業年次において、卒業に必要な所定の単位を修得することができなかつたため、翌年度以後引き続き在学している者であること。
- (2) 学期末卒業を希望する年度の前期において、卒業に必要な所定の単位を修得し卒業要件を満たしている者であること。
- (3) 所定の学費を納めている者であること。

（許可の申請）

第3条 学期末卒業を希望する者は、本学にその申請を行い許可を受けなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、当該年度の6月30日までに、学期末卒業願書に保証人と連署の上、これをしなければならない。

（許可の手続）

第4条 前条第1項の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学期末卒業の発表の日前に前項の教授会を開催することができなかった場合においては、学部長は、その者が第2条の要件を満たしている者であることを確認し、学長に報告し了承を得た上で、これを前項の許可とみなし、その発表を行うことができるものとする。

3 前項の場合において、学部長は、その許可について直近の教授会において追認を得なければならない。

（申請の取下げ）

第5条 第3条の規定により学期末卒業の申請をした者がその申請を取り下げようとする場合には、その者は、当該年度の7月31日までに、学期末卒業申請取下書に保証人と連署の上、その申請をしなければならない。

（時期）

第6条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。